

第4章 県医療支部活動

県医療支部の役割は、管内の医療部門の総合調整を行い、医療救護活動を円滑に遂行することです。

活動の中心は、市町村災害対策本部（医療部門）、拠点病院、県医療本部及び県災害対策支部との情報伝達及び連絡調整です。

本章は、県医療支部活動を中央東福祉保健所で実施していくために定めたものです。

- 1 県医療支部活動を開始します。
- 2 施設の状況を把握し、継続して業務ができるようにします。
- 3 通信機器等を維持管理し、関係機関との情報伝達を行います。
- 4 市町村、拠点病院が行う医療救護活動を支援します。
- 5 県医療本部から外部支援等の情報を収集し、受入等を行います。
- 6 県災害対策支部と情報交換を行い、物資や搬送手段を確保します。
- 7 市町村から避難所等の医療ニーズ調査の要請があれば支援します。
- 8 SCUの設置依頼があれば、SCU本部の設置運営を行います。
- 9 医薬品二次集積所が設置された場合は、管理運営を行います。
- 10 組織体制の見直し
 - (1) 必要に応じて役割分担及び組織体制を変更します。
 - (2) 医療機能の回復に応じて業務を縮小します。

県医療支部の活動開始（フロー図）

第4章 県医療支部活動

